

資料1

第2回事例の整理：

街頭設置カメラ

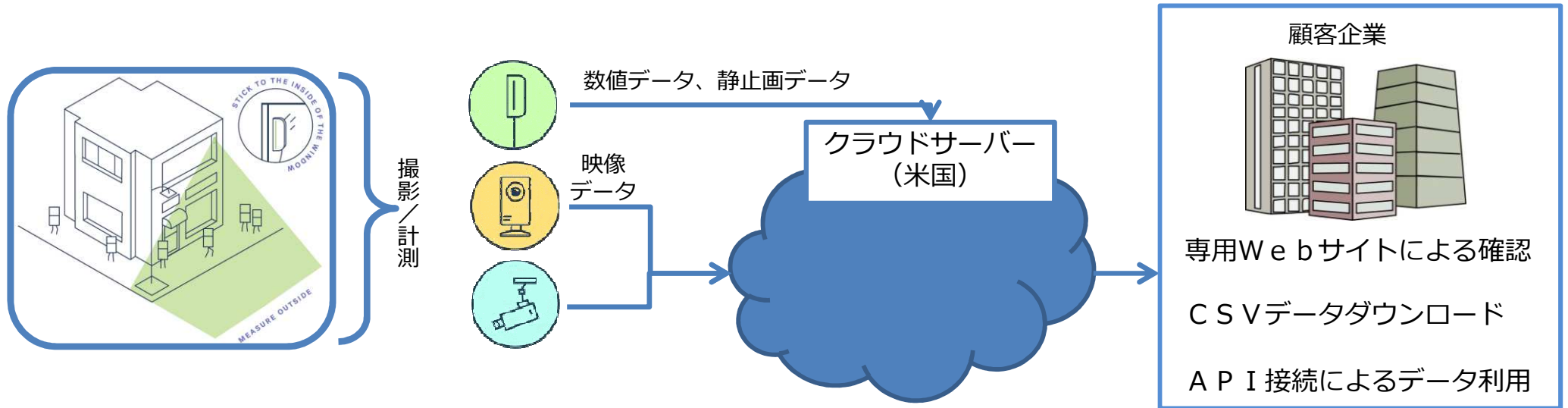
車載カメラ

2016年10月7日

カメラ画像利活用SWG 事務局

第2回事例の振り返り（概要）

【街頭設置カメラ】



【車載カメラ】

車載カメラ



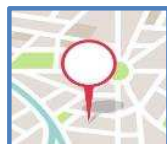
通常業務における撮影



タクシー事業者



映像データ提供



更新データ提供

映像データに基づく
データ更新

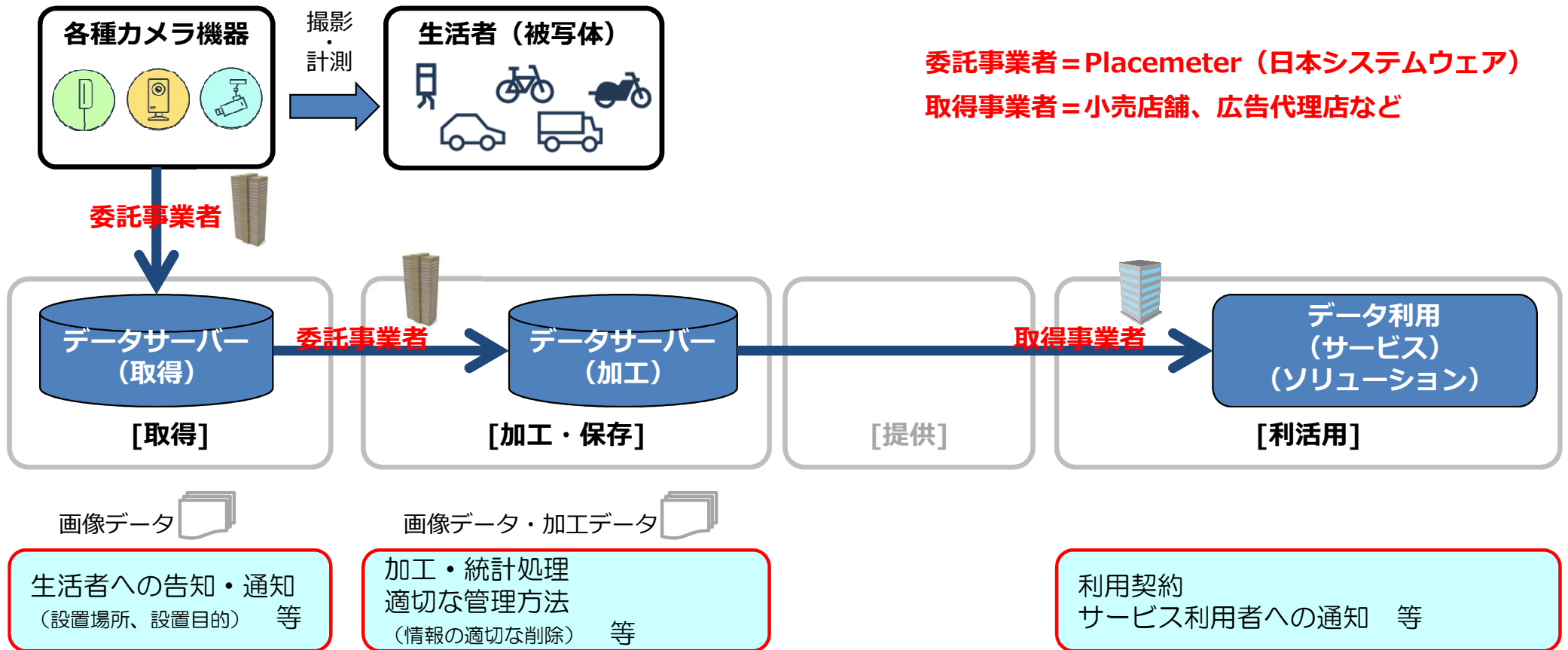


地図作成事業者

更新データ
提供

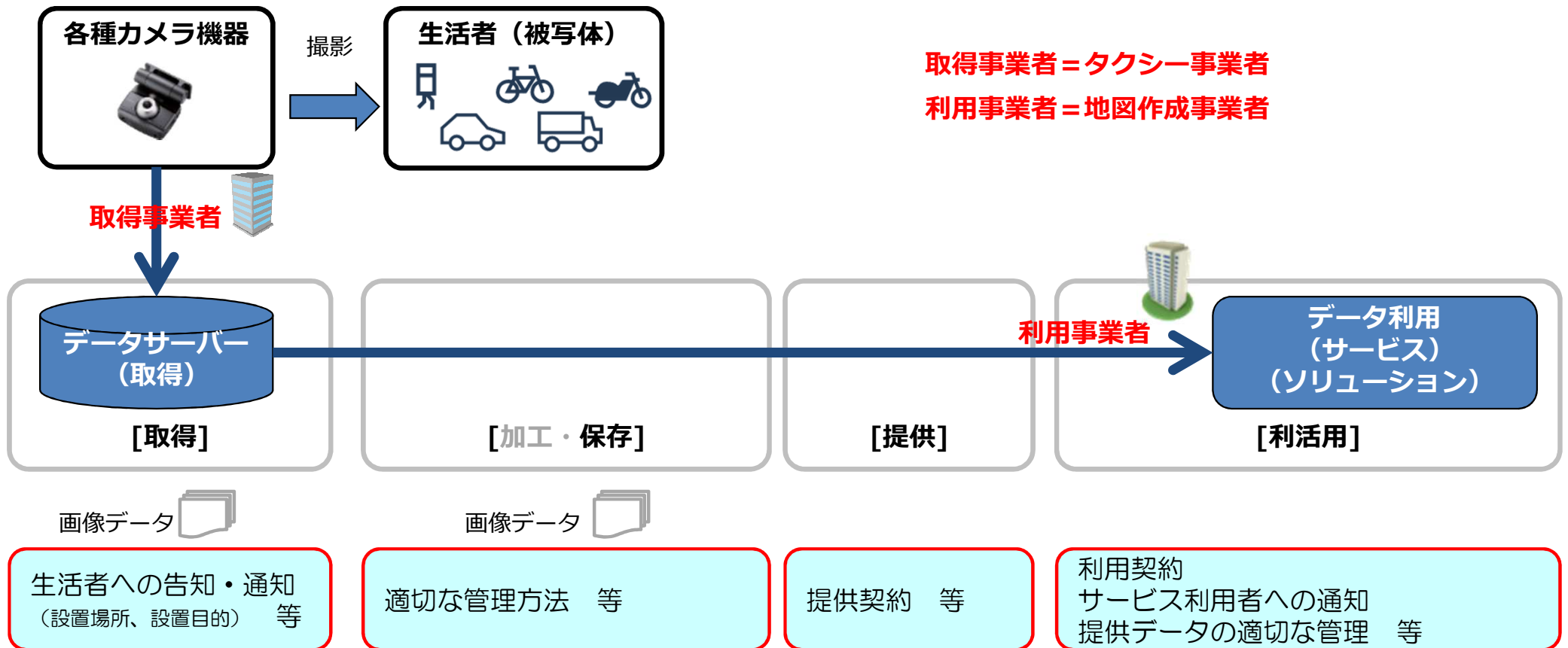
第2回事例のプレイヤーと検討ポイント①

【街頭設置カメラ】



第2回事例のプレイヤーと検討ポイント②

【車載カメラ】



第2回での主な指摘事項①

事例（街頭設置カメラ）について頂いたご意見・ご指摘は、以下表の通り。

#	観点	ご指摘
1	事前の告知	サービス運用時の通知のみではなく、サービス開始に向けての告知活動も必要ではないか。
2	通知	“視認”も個人情報の取得に該当すると考えられるが、歩行者数を計上する点が明確に周知されていれば問題ない。
3	告知・通知	実際のサービス運用とサービス向上のための研究開発に分けて整理する必要がある。 ※サービス時には顔情報を見られないとしても、研究開発時には、開発担当者が閲覧できるため。
4	保存	クラウドサーバーが海外に設置されており、画像データの転送に際しては、越境移転の課題をクリアする必要がある。
5	その他	当該事例においては、保有個人データに該当しないため、サービス利用企業がPlacemeter社を監督する義務は生じない。
6		既設のカメラを利用して、本サービスを導入する場合、既存の撮影が防犯目的であれば、映像の保存が必要である。こういったケースの特例措置を検討する必要があるのではないか。

第2回での主な指摘事項②

事例（車載カメラ）について頂いたご意見・ご指摘は、以下表の通り。

#	観点	ご指摘
1	通知	車両へのシール貼付、Webページでの記載だけで十分とするのではなく、あらゆる手段を講じて生活者へ知らせる努力が必要である。
2		“車載カメラ”では車外を撮影していると伝わりづらい。表現は検討した方が良い。
3	加工	ビジネススキームを「地図会社からの情報取得の委託」とするならば、画像加工に関する法的な義務は生じない。ただし、安全管理措置の徹底という観点では、加工して提供する方が望ましい。
4		加工を施す場合、どの程度の加工であるか、生活者視点での基準を検討すべきである。
5	その他	当該事例の場合、匿名加工情報として取り扱うことが困難であると思われるため、事業者間の契約によって利用目的を制限することが必要ではないか。
6		通知方法の検討も必要ではあるが、同時に生活者に向けた啓発の努力も重要である。

事例（店舗内設置カメラ）について頂いたご意見・ご指摘は、以下表の通り。

#	観点	ご指摘
1		店舗内でカメラが稼働していることは、社会的に浸透している。カメラの稼働自体よりもどのように処理されているかが課題。
2	生活者への配慮 (通知)	設置主体と撮影目的を正しく伝える必要がある。委託事業者名ではなく、事業主体者を明確にする必要がある。
3		アイコン化の際には、インバウンドの考慮も必要。
4	安全管理措置 (全般)	データ処理、保存場所について、プロセスと情報で区分した規定に期待。
5	安全管理措置 (データ存在領域)	ローカル環境だけではなく、クラウドやVPNなども想定するべき。
6	安全管理措置 (データライフサイクル)	特徴量の生成と破棄について、ケースごとのライフサイクルを分かり易くまとめる。
7	生活者へのPR (透明性)	〇〇マークなどアイコン化は必要ではあるが、認知向上が課題となるため、普及啓蒙（消費者教育）を検討するべき。